

全員協議会次第

令和7年2月18日
全員協議会室 9:30～

1. 開 会 (9:30)
郡司事務局長

2. 挨拶
内藤議長

3. 協議事項
1) 町道幹線7号線(都市計画道路)道路築造工事の進捗状況について
2) 藤久保小学校の代替地のフェンスにおける事故の発生について

4. 報告事項
1) 総務常任委員会
2) 議会広報広聴常任委員会
3) 議会運営委員会

5. その他

6. 閉 会 (12:01)
細谷副議長

令和7年2月18日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員	久保健二	議員	吉村美津子
議員	光下重之	議員	小松伸介
議員	桃園典子	議員	池上義典
議員	牛丸藍子	議員	菊地浩二
議員	増田磨美	議員	本名洋
議員	長野真寿美	議員	林善美
議員	細田三恵		
議長	内藤美佐子	副議長	細谷光弘

欠席議員

なし

説明者

道路交通 課総合 調整幹	近藤拓一郎	道路交通 課長	若林崇幸
道路交通 課道路・交 通整備担 当幹	新井亨	道路交通 課道路・交 通整備担 当査	野村貴士
教育総務 課長	中島弘恵	教育総務 課施設担 当幹	石崎裕司
学校教育 課長	渡邊重樹		

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長	郡司道行	事務局 書記	山田亜矢子
------	------	-----------	-------

◎開会の宣告

- 事務局長（郡司道行君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。
(午前 9時30分)
-

◎開会の挨拶

- 事務局長（郡司道行君） 開会に当たりまして、内藤議長よりご挨拶をお願いいたします。
○議長（内藤美佐子君） それでは、皆さんおはようございます。

今日は2月度の全員協議会ということで、朝早くよりお集まりいただき、誠にありがとうございます。何か2月に入って暖かい日になったり、また今日からはとても寒くて、もしかしたら雪も降ってくるのではないかなというような、そんな予報になっておりますけれども、役場の脇の梅の花はほころび始めまして、本当にもうすぐ春なのかなと。でも、その春になる前に大きな寒さが来たり、砂ぼこりが舞ったりと、いつものこの風景でございます。このお正月からもう2か月たつわけですが、本当に今年はお正月、1月1日の去年の大災害みたいなことはなかったのですが、やはり埼玉県にとっては、八潮市の道路の陥没の事故というのが大変大きなニュースになりまして、本当にそういうことがあってはならないなというのをひしひしと感じたところでございます。町民の安心安全にはこの道路行政というのはすごい大事なという感じを受けたところでございます。行政も、また議員もやっぱりこの町民の安心安全を守るようにしっかりと私たちも活動していかなければならないなというふう感じたところです。

今日は全員協議会ということで、協議事項、そして報告事項でございますので、しっかりと協議をしていきたいと思っております。何とぞよろしく申し上げます。

もうすぐ3月定例会も始まりますので、皆様方、本当にお体気をつけて、それに備えていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

- 事務局長（郡司道行君） ありがとうございます。
-

◎町道幹線7号線（都市計画道路）道路築造工事の進捗状況について

- 事務局長（郡司道行君） それでは、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしくお願いたします。

- 議長（内藤美佐子君） それでは、全員協議会、これより全議員出席の下、始めてまいります。

協議事項に入る前に、1点申し上げます。今朝、教育委員会のほうから至急議会のほうに説明をしたい案件があるということをお話をいただきました。きっと次第には入っていないのですが、協議事項1の町道幹線7号線のこの進捗状況の後に、2番目ということで教育委員会からの報告ということで入れさせていただきますので、ご承知おきいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 議長（内藤美佐子君） では、そのように進めさせていただきます。

まず、協議事項1点目、町道幹線7号線（都市計画道路）道路築造工事の進捗状況についてということで、

道路交通課より調整幹、そして課長、そして主幹、主査と、ごめんなさい。名前は省きました。来ていただいておりますので、まずは説明をしていただきます。

課長、お願いします。

○道路交通課長（若林崇幸君） 改めまして、おはようございます。本日は全員協議会の間を設けさせていただきます、ありがとうございます。

改めましてですが、本日は近藤総合調整幹、道路交通課の新井道路整備・交通施設担当主幹、野村主査、課長の若林のほうで対応させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速ではありますが、本日は協議事項としましては、町道幹線7号線（都市計画道路）道路築造工事の進捗状況についてということで提出をさせていただいておりますので、この後、担当主幹よりご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、説明に先立ちましてですが、皆さんにモアノートでちょっと資料のほうは配付はさせていただいているところではあるのですが、2点ほど申し訳ありませんが、修正等も含めてちょっとご説明を先にさせていただきたいのですが、まず3ページに現場状況写真の2分の1ということで掲載をさせていただいているものがあるのですが、そちらの一番最下段にあります現場状況写真の一番下のナンバー3というふうにかかせていただいているのがあると思うのですが、大変申し訳ないのですが、これはナンバー6の誤りでございますので、この場を借りてちょっと訂正のほうをさせていただければと思います。

それと、あともう一点、大変申し訳ないのですが、事前にちょっと確認不足で大変申し訳なかったのですが、資料の7ページと8ページに2枚図面を添付させていただいているのですが、サイズ感の誤りで、ちょっと見切れてしまっている状態になってしまっていて、全てが見れない状態になっているものですから、これを大変申し訳ないのですが、今、お手元に配らせていただいたのですが、A3判の図面2枚でちょっと対応させていただければと思いますので、併せてよろしく願いいたしたいと思っております。

あと、すみません。もう一点つけ加えさせていただきたいのですが、この後、ちょっとご説明させていただく案件につきましては、最終的に工事の変更契約の案件になりまして、実際にこちらについては、当初のときの議決案件と同様に、変更についても議決案件になる関係もございまして、今回の令和7年の3月議会に先議案件にて上程をさせていただく予定でおります。その辺も併せましてよろしく願いいたしたいと思っております。

それでは、担当主幹のほうからご説明させていただきます。

○議長（内藤美佐子君） 新井主幹、お願いいたします。

○道路交通課道路整備・交通施設担当主幹（新井 亨君） 道路交通課道路整備・交通施設担当主幹の新井です。私のほうから説明させていただきます。

それでは、町道幹線7号線（都市計画道路）道路築造工事の進捗状況についてご説明いたします。

まず初めに、今回発注しております工事の概要につきまして、改めてご説明いたします。資料の1ページ目を御覧ください。まず、工事件名になります。工事件名は、町道幹線7号線（都市計画道路）道路築造工事となります。工事場所は、三芳町大字藤久保地内ですが、江川の水路横断部、みふじ幼稚園の入り口付近になりますが、そちらを起点としまして、南側方面に進みまして、スイミングスクールを越えた先の町道幹線20号線との交差点手前を終点とした区間になります。工事期間は、令和6年6月13日から令和7年3月14日

まで。受注者は塩野建設工業株式会社です。工事内容につきましては、延長245メートルにおいて、総幅員16メートルの都市計画道路を築造する工事であり、両側の3.5メートルの歩道整備を予定しております。車道については、路床、路盤を含む全層打ち換えにて整備をいたします。実施する工事につきましては、御覧の資料のほうを見ていただければと思います。

続きまして、工事の進捗状況についてご説明いたします。資料の2ページ目を御覧ください。まずは、工事契約から現在までの経過についてご報告いたします。令和6年6月13日に本工事の契約締結となりました。こちらは、令和6年6月定例議会にて審議いただきまして、議決を得た同日付にて契約締結となったものです。その後、令和6年7月5日に第1回工事関係者間調整会議を開催いたしました。この会議では、本工事の発注担当と受注者だけではなく、関連工事を予定している上下水道課、東京電力、NTTにも参加いただき、また道路地上の掘削作業を予定していることから、都市ガス管の管理者にも参加いただいております。この会議において各事業者の工程確認、進捗報告並びに工事協議を実施し、共有を図ってきたところです。

工事の本格的な着手といたしましては、令和6年7月22日より現場作業の開始となりました。その後、令和6年8月20日の第2回工事関係者間会議から令和7年1月16日の第6回の工事関係者間調整会議まで継続的に各事業者と協議を重ねてまいりましたが、令和6年12月16日の第5回の会議におきまして、電柱施設作業の年度内完了が困難であるとの報告を受けたところです。

また、本工事の現場作業が進むにつれまして、当初設計内容について変更を要する箇所が生じていたことから、設計数量の再計算並びに新規工種の積算を行いまして、令和7年1月28日に建設工事大規模発注業務検討会議を開催いたしまして、設計変更内容的確性等について審議いただきました。

翌日の令和7年1月29日に工事変更設計書（案）の作成が完了となり、決裁の後に、令和7年2月6日付にて工事変更請負契約書の仮契約を締結させていただきました。

その後、先週、令和7年2月14日に第7回工事関係者間調整会議を開催しまして、本日に至っている状況です。

次に、工事進捗率となります。直近で提出されております1月末現在の工程表におきまして、現在約53%と報告を受けております。

資料3ページ目、4ページ目に現在の現場状況について写真を添付いたしましたので、御覧ください。写真でもご確認いただけますとおり、現場は歩道整備を先行して進めております。現在、排水構造物並びに歩道内の構造物が据え終わった箇所のうち、沿線住宅あるいは事業所の出入りに支障とならないよう、出入口部分だけ先に歩道舗装を完了させている状況です。今後しばらくは電柱移設作業の影響を受けない箇所から歩道整備を進めまして、歩道舗装が完了した区間から一般舗装への開放をしてまいりたいと思います。また、車道の舗装打ち換え作業につきましては、歩道整備が完了した段階で取りかかる予定です。

次に、資料2ページ目に戻りまして、3番の関連工事についてご報告いたします。今回の道路築造工事に伴いまして、主に3事業者による関連工事が展開されております。まず、1件目が水道管の布設工事となります。こちらは、町の上下水道課による発注工事となります。これまでに3工区に分けて発注された歩道内への布設工事は先週完了いたしまして、今月下旬より車道内に埋設されている既設管の撤去工事が開始される予定です。

2件目に、東京電力管理の電柱移設工事になります。こちらの現場作業は、令和6年9月より開始されま

した。今回、移設対象となる電柱は10本ございますが、東京電力にて設計工区が5分割されておりまして、そのうち2か所が完了済みとなります。現時点で支障となる電柱の抜柱完了時期は確定していないものの、おおむね6月から7月になる見込みであるとの報告を受けております。

3件目に、NTT管理の電柱移設になります。こちらの現場作業は令和6年12月より開始されました。今回移設対象となる電柱は5本ございますが、そのうち4本が建柱済みとなっております。残り1本は、工事区間終点付近にありまして、歩道形態が整った時点で建柱しまして、その後、架線移設の後に、3月から4月には既存柱の抜柱が完了する見込みであると報告を受けております。

以上が工事進捗状況の報告となりますが、ただいま説明の中で触れさせていただきましたとおり、工事設計内容の変更に伴う変更仮契約を先日締結させていただいております。そのため、ここから設計変更の概要についてもご説明申し上げます。

資料5ページ目を御覧ください。当初契約内容から変更となった部分を中心にご説明いたします。まず、1番の工事期間につきまして、当初工期が令和6年6月13日から令和7年3月14日までとしておりましたが、今回令和6年6月13日から令和7年3月24日までの14日間延長とさせていただきます。

2番目の契約金額につきましては、当初契約額1億4,847万2,500円に対しまして、変更契約額は1億6,317万1,000円となり、1,469万8,500円の増額となっております。

3番の工事内容につきましては、工事区間の総延長、整備幅員については、変更ございません。工種に関しましては、排水構造物工の中に水路工が追加となっております。また、付帯工として、民地出入口摺付け工、枝道の摺付け工等が追加となり、雑工として、人孔蓋調整工も追加となっております。

その他、当初から計上済みの工種につきましても、数量の増減が生じておりまして、今回の設計変更において修正しております。

次に、主な変更理由についてご説明いたします。ここからは資料6ページから8ページまでの図面も参考にお聞きいただければと思います。

すみません。先ほどの工事期間について誤りがありました。変更の工期ですが、令和6年6月13日から令和7年3月28日までの14日間延長とさせていただきます。すみません。訂正させていただきます。

それでは、引き続き変更理由についてご説明させていただきます。まず、1番目、①です。警察協議による安全対策等の追加指示事項を設計変更の対象としたものになります。具体的には、工事区間終点部における現道へのシフト措置といたしまして、仮区画線による誘導並びに仮設進入防止柵や車止めの設置による物理的な安全対策も追加いたしました。また、自転車通行位置標示、いわゆる矢羽根です。これらの設置も将来的には予定しておりましたが、本工事に併せて実施すべきとの交通管理者からの意見をもらいまして、追加施工することとなりました。こちらは、資料8ページ目のほうを御覧いただけると、その形状が分かるかと思えます。

続きまして、②になります。着工前調査により判明しました施工条件の不一致により、設計変更が必要となったものになります。具体的には、道路境界線の民地側構造物、ブロック塀等の設置状況から、設置する擁壁の形状変更が必要となったものや、試掘により採取した車道路床の土質調査結果により、地盤強度が想定よりも強固であり、路床の改良厚を浅く施工できるようになったなどがあります。こちらは、資料7ページの標準横断面図のほうを御覧いただけると分かると思うのですが、路床の置き換え工というのが63センチで

計画されていたものが50センチに浅くなっております。

続きまして、③番、沿線地権者からの要望を受けまして、変更の必要性が生じた部分を設計変更するものです。当初設計におきましては、既存状況から判断しまして、沿線敷地の出入口位置や必要幅を決め、歩道整備設計をしておりましたが、着工後に沿線地権者より変更の意向を受けた箇所がありまして、可能な範囲におきまして、そちらは変更対応させていただきました。また、歩道と民地との段差解消方法につきましても、沿線地権者と協議いたしまして、通行支障がないよう舗装ですとか、土間コンクリートによるすりつけ作業等を追加いたしました。

続きまして、④番になります。道路地盤高の変更に伴い追加安全対策が必要となり、設計変更するものです。本線と接続する枝線の町道で生じる舗装面の段差解消につきまして、受注者のほうとも協議いたしました。支障なく通行できる範囲までのすりつけが必要であると判断いたしまして、町道の枝線部分、舗装打ち換えを追加いたしました。また、本線の車道打ち換え作業時に一部区間で最大30センチ程度の地盤高変更となることから、夜間等工事時間外における車両通行時の安全対策として、事前の路面切削による整正並びに切土作業等が必要と判断しまして、こちらの作業を追加いたしました。

最後、⑤番になります。都市計画道路用地に伴い、工事区間を延伸させることにしたため、設計変更するものになります。こちらは、工事区間起点付近の西側、都市計画道路用地未取得箇所につきまして、用地交渉を担当している都市計画課より、令和6年10月に土地売買契約は急遽成立し、今年度中に所有権移転登記まで完了する見込みであるとの報告を受けました。これを受けまして、工事担当としましても、工事の検討に入ったものになります。また、用地交渉におきましては、地権者より早期の歩道整備を強く要望されたとも報告を受けておりました。当初設計におきましては、西側歩道が途中で途切れる状態での完成を予定しておりましたが、本工事の追加分といたしまして、今回整備することで歩道が途切れることのない安心安全な道路築造の早期完了につながり、あわせまして協力地権者の意向にも配慮した結果へと結びつくと考えた結果、整備を次年度以降に先延ばしせず、今回の設計変更において追加施工する判断したものになります。

こちらは、資料6ページの案内図を御覧いただければ分かると思うのですが、追加施工範囲というのを青い色で着色させていただきました。この範囲が追加施工範囲になります。

また、8ページ目、お配りの紙のほうでも確認いただけるかと思いますが、追加施工範囲というのを赤で表示しております。

以上が工事設計変更概要の説明となります。

- 議長（内藤美佐子君） よろしいですか。
- 道路交通課道路整備・交通施設担当主幹（新井 亨君） はい。
- 議長（内藤美佐子君） 説明は終わりました。

それでは、この件については何か伺いたいことは聞かせていただいでよろしいでしょうか、課長。

では、議員の皆さんで何か確認しておきたいこと、これは議案になりますね。追加の部分というのですか、議案にもなるということで、そのことをご承知おきいただきながら、聞いておきたいことがあれば聞かせていただきたいと思っております。

光下議員。

- 議員（光下重之君） どうも説明ありがとうございます。光下です。

今の説明の最後のところで、歩道が途切れないという部分、それもうちょっと具体的に図を見ながらとか、そういう形で説明願えないでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 新井主幹、お願いします。

○道路交通課道路整備・交通施設担当主幹（新井 亨君） ご説明いたします。

そうしましたら、資料の8ページ目を御覧いただきながらが一番分かりやすいかと思います。今、ご説明いたします追加施工範囲というのが、この図面の左一番下のところ赤でされているかと思います。こちらにつきましても、実はこの範囲が工事発注時点では、都市計画道路用地として取得できていなかった状態で、設計の中から除いていた区間になります。ただ、工事発注契約後、用地の契約のほうも済んだという報告を受けまして、ここを整備することによって、この区間、路線の西側になりますか、こちらの歩道が途切れなく通行できるような状況になるので、今回追加施工することを判断した次第です。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

○議員（光下重之君） はい。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございませんか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） おはようございます。

ちょっと簡単なことで申し訳ないのですけれども、5ページの先ほど言った変更理由の中の③なのですが、沿線地権者からの要望ということで、これをするのはとてもよいことだし、矢羽根障壁のほうも課長のほうではこの部分取り入れたいと答えていたので、やっていただけるので、とてもよかったなと思うのですが、この要望というのは工事の途中ではなくて、最初にいろいろもちろん聞いていくと思うので、こういったところで何件ぐらい途中からこういった要望されている人がいたのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 課長、お願いします。

○道路交通課長（若林崇幸君） お答えいたします。

今の御覧になっている8ページの図面の変更計画平面図のところに、ちょっとこれ図面小さくて大変申し訳ないのですが、ちょうど歩道部分に当たるところで、赤枠でハッチがかかっているところについては、今回一応当初予定したところが、ご要望を受けてちょっと変更をかせさせていただいたところになりますので、この箇所数でいきますと、大体5か所ぐらいになるかなと思います。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

大体初めにこういう計画があるということで、詳しい説明をしていくと思うので、あまり最初でも分かっていたのかなと思って、途中から要望というのはちょっと、この辺は結構やはりそういうのは途中からというのは、割合何件もあるもののでしょうか、それとも常時はそんなにないのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 課長、よろしいですか。

若林課長、お願いします。

○道路交通課長（若林崇幸君） 若林です。お答えいたします。

そうですね。本来であれば、当初設計の段階のものがそのまま最終的な工事の成果という形で出るのが一番理想かとは思いますが、一応実際に設計する段階で現地の状況等を確認させていただいて、この設計で問題ないというところを確認させていただいているところではあるのですが、実際に工事着手前に行ったときに、その状況ではちょっともう少し広げてほしいとか、そういった要望がちょっと追加されるケースは、ほかの工事についても多々正直言うとありまして、そこについてはやはり沿線の住民の方のご要望というか、工事の関係でご迷惑かけているということもありますので、極力こちらで拾える範囲については、変更ということで、今回についてもちょっと対応させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 本当に地権者の要望を聞くというのはとてもいいことだと思うので、すごく安心するのですが、やっぱり最初からなるべくそういうふうなものが取り入れられたらいいのかなと思ったものですから。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。おはようございます。説明ありがとうございます。

あと、変更箇所の件でちょっとお聞きをしたいのですけれども、8ページの変更図面ですか、手元にいただいておりますけれども、以前、昨年の令和6年度の当初予算のときにもご指摘をさせていただいたのですけれども、幹線20号線との交差点のところで、横断歩道の部分を現状の位置よりもあずさ保育園側に移動するというので、唐沢小学校にずっと東中に通学されている児童生徒のその待機場所というか、そういったところがどうなのでしょうかとのお話をさせていただいたのですけれども、これ見ると、ちょっと現状、反対側のほうに何か赤線が出ているのですけれども、ここの内容をちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 新井主幹。

○道路交通課道路整備・交通施設担当主幹（新井 亨君） お答えいたします。

以前そういったお話あったのもありまして、また警察との協議の中でもそういった話が出ておりました。この今、赤枠で囲ってある部分、この部分に関しましては、既に都市計画道路用地として、町のほうで取得している場所になりますので、今回の工事の中で舗装をかけまして、仮保存の状態で行ける、待機場所として使える場所として活用する予定でございます。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） では、ちゃんと確保していただいたということですね。はい、分かりました。

それから、ちょっと1点確認をさせていただきたいのですけれども、新しいコンビニができて、向かいに美容室があると思うのですけれども、その美容室のところにこの写真見ると、大きい道路照明灯の柱があるのですけれども、その部分はどうなるのですか。

○議長（内藤美佐子君） 新井主幹、お願いします。

○道路交通課道路整備・交通施設担当主幹（新井 亨君） お答えいたします。

一応仕上がった状態では、歩道の中に照明灯が入る予定でございます。今、現状で今回の工事で移設等は予定はしてございません。

○議長（内藤美佐子君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） いつ頃になるのですか、その移動というか。

○議長（内藤美佐子君） 新井主幹、お願いします。

○道路交通課道路整備・交通施設担当主幹（新井 亨君） 仕上がった状態で、その照明灯が通行上の本当に支障になるかというのは判断させていただきまして、やはりその移設すべきというような判断下した段階で、それは検討していきたいと思っております。

○議長（内藤美佐子君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） はい、分かりました。

現状を見た段階で判断するということですね。これは、歩道ができたときに、現状の幅員と仮の幅員というのは、その赤線で今、幅員書いてありますけれども、狭くなるような気がするのですけれども、どうなのでしょう。

○議長（内藤美佐子君） 新井主幹、お願いします。

○道路交通課道路整備・交通施設担当主幹（新井 亨君） 今、幅員の関係でご質問あったのですが、こちらの通りにつきましては、車道幅員として最低3メートルは確保できるようにしております。ですので、ほかの区間、直線部分に関しましては、自転車通行の位置の幅の確保等もあるので、この箇所に関しては、その幅は確保できないのですが、車の通る幅員としては、十分3メートル以上確保しております。

○議長（内藤美佐子君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） というと、現状よりは狭くなるという認識なのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 新井主幹、お願いします。

○道路交通課道路整備・交通施設担当主幹（新井 亨君） はい、そうですね。おっしゃるとおりで、現道シフトしていくというところで、ここは反対が完成するまでの間はこの形での通行をしていただく形になります。

○議長（内藤美佐子君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） この状態ってどれぐらい続くのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 課長、すみません。

○道路交通課長（若林崇幸君） すみません。ちょっと回答者が代わってしまって大変申し訳ないですが、若林です。お答えいたします。

こちらにつきましては、一応来年度予算のほうに計上はさせていただいているものになるのですが、引き続き次年度にこの交差点を含む改良工事の予定をさせていただいておりますので、できましたら速やかにこの部分がこういうシフト状態ではなくて、正規な正十字の交差点になるような形で、なるべく時間かけないように工事のほうには移らせていただければと思っております。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） ぜひお願いしたいです。結構自転車とかも通るので、車と自転車の間隔というのが

大分狭くなると思うので、そこら辺ちょっと注意をしていただきたいというふうに思います。

幅員を促すようにするという、シフトというのですか、にされるというのですけれども、何でシフトをされるのですか。物理的に何か置いたりとかされるのですか。

○議長（内藤美佐子君） 新井主幹。

○道路交通課道路整備・交通施設担当主幹（新井 亨君） お答えいたします。

ラインでの、区画線での誘導のほかに、仮設進入防止柵という赤白のパイプというのですか、基礎石がついているものを、それで形はつくっていくような状況になります。

○議長（内藤美佐子君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） ということは、大分ハードということですか。当たったら結構事故になりそう。

○議長（内藤美佐子君） 新井主幹。

○道路交通課道路整備・交通施設担当主幹（新井 亨君） はい、おっしゃるとおりです。硬いものにはなりますので、ただ、色がついている、赤白で目立つものなので、視覚的にも大分効果はあるのかなと考えております。

○議長（内藤美佐子君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） 事故がないことを願うのですけれども、ちょっと対応をもう一度考え直していただいたほうがいいかなと個人的には思います。何かもうちょっと柔らかいというと、ラバーボール、あれではちょっと頼りない部分もあるのですけれども、何かちょっと考え直していただいたほうが、幅員がただでさえ狭くなるので、そこら辺はちょっと考えていただいたほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） では、課長、お願いします。

○道路交通課長（若林崇幸君） お答えいたします。

そうですね。今、ご提案いただいた内容についてはちょっと検討はさせていただければと思うのですが、そもそもこちらのシフトをする部分については、やはり現道のその幹線20号線のこの交差点から唐沢小学校に向かう現道に対しての特に車の通行の安全対策も含めてということなので、そういった意味では、本来であれば、この段違いになっているところで、安全带というか、車が通れない部分については、歩行者の方だとか、自転車は通らないものではあるかなとは思いますが、やはり車をきちんと誘導するという意味でも、区画線と、そういったハード対策というか、車止めというか、そういったものをちょっと置かせていただいて、きちんと既設のその道路側のほうに誘導できる形を取ったほうがいいというところを、やはりちょっと警察の協議等も含めて、こういった形には取らせていただいていますので、ただ、今、ご指摘のあったところにつきましては、ちょっと別案で、なるべくそういったところに注意喚起できるようなものについては、ちょっと検討させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（内藤美佐子君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） では、よろしく願いいたします。

最後に、1点だけ。みふじ幼稚園の入り口のところが変更契約になっているのですけれども、江川の水路の上のところにベンチがあるのですが、そのベンチってどうなるのですか。

○議長（内藤美佐子君） 新井主幹、お願いします。

○道路交通課道路整備・交通施設担当主幹（新井 亨君） そちらについては、今、現状では撤去を予定しております。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

議場でやったほうがよければ、その旨なのですけれども……

○議長（内藤美佐子君） 契約変更のところではなくて、工事の内容をもし確認したいということであれば、今、許可いたします。

○議員（菊地浩二君） ああ、そうですか。工事進捗状況 2 ページのところで、進捗率53%なのですね、1月末で。そこら辺どうなのかなという質問なのですけれども、議場のほうがよければ、議場のほうでやるし。

○議長（内藤美佐子君） 答えていただきましょうか。

もう発言がありましたので、ではその件だけお答えいただけますでしょうか、今の。

○議員（菊地浩二君） では、質問として。

6月13日に本契約が締結して、当初の予定だと3月14日です。14日で終了のはずなのですが、1月末で53%の進捗率というのはいかがなものかということで、これは当初予定どおりなのかということと、もし違うのであれば、いつぐらいからどれくらい遅れてきたのかというのが、工事の進捗として、それ正しいのかというところが、この工事ちゃんと施工していますかというところで、もうまとめてご答弁いただければありがたいのですけれども。

○議長（内藤美佐子君） 課長、お願いします。

○道路交通課長（若林崇幸君） お答えいたします。

そうですね。今の点につきましては、工事自体、こちらの本体工事というか、道路築造工事については、やはりこれといって順調に進んでいたところではあったのですが、やはり先ほど新井主幹のほうからもご説明ありました関連工事、水道工事ですとか、あとは電柱の移設に伴う工事関係というところが入ってきていることもありまして、実際にちょっと遅れが生じてきたというか、この今の現状として、少しスムーズな流れではなくなってしまったというのは、12月の末ぐらいからというところでちょっと認識はさせていただいているところではございます。大きい原因としては、やはり先ほど話あったとおりで、電力会社による電柱の移設工事がちょっと遅れてしまっているというところがこちらのもとと行わせていただいている築造工事の工期へのちょっと影響が出ているというふうに捉えているものでございます。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

道路関係でいうと、その三芳町、水道は三芳町なので、本来ちゃんと連携取れているはずなのですけれども、そうではなくて、電気、電力会社とか、ほかの会社との協議で工事が遅れているの、ほかの箇所でもあるわけではないですか。もう経験何度もしているわけですよ。それなのに、同じような失敗というか、こういうことを繰り返しているのはどうなのかと思うのです。当然もう何度もやっているのです、おかしいです

よね。そこら辺がちゃんと工事の進捗を管理できていない。いや、管理できないのかとなってしまうのですけれども、理由としては分かるのですけれども、毎回同じような話になると、それはではちょっとどうなのとなると思うのですけれども、どうお考えですか。

○議長（内藤美佐子君） 課長、お願いします。

○道路交通課長（若林崇幸君） お答えいたします。

本当に菊地議員おっしゃるとおりで、こういった理由をもって工期延長しているケースがあるのかなというところは痛感しているところではございますが、そうですね。今回のその工事については、やはり築造工事で受けた電柱施設が必ず必要になるというところで、担当課としましては一応年度を越える、例えば予算がつく前ではあるのですが、事前にちょっと調整はさせていただいて、なるべく年度を越える前に早めに各電力会社ですとか、通信会社のほうには電柱移設等の下打合せ等をさせていただいて、その上で申請のほうは出させていただいているところなのですが、こちらの今回の工事につきましても、当初申請したときに、10月下旬までには一応終了する予定でお願いしたいということに対して、特に電力会社等からちょっと工期が短いだとかというご指摘がなかったもので、こちらとしましては、その期間で終わるという想定でちょっと動かしていただいたところではあるのですが、やはりちょっと1つ、これはあくまでも推測にはなってしまうのですが、要因としては、やはり今回その電力会社の電柱移設が遅くなっている理由としては、正直言うと電柱の本数がかかなり通常に比べると多いというところが10本程度あるというふうには聞いているのですが、それに伴っての設計にかかなり時間を要していたというようなところがちょっと推測されまして、それも含めてご指摘のとおりで、本来であればその関連するところと協議が取れていないのではないかというご指摘はありますので、今後同様の工事も進めていく形になってくると思いますので、この辺につきましても、こちらの本体工事の築造工事の部分についての工期の見直しですとか、その辺も含めた適切な工期設定等を今後ちょっと設定をさせていただければなというふうには考えております。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

では、もう一点、2月6日で仮契約を行っていますが、その仮契約の効力というのがどういうものなのか、仮契約というのはあくまでも議決があった後で効力が発生するとしたら、仮契約に締結されている部分は、今はまだいじっていないということになると、それもどうかと思うので、実際3月下旬で終わらせるというのであれば、3月の上程ではなくて、もっと違う形も取れたのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 課長、お願いします。

○道路交通課長（若林崇幸君） お答えいたします。

そうですね。先ほどのちょっと説明の中でも出てきているところではあるのですが、こちらの工事に関連しましては、まず1つ大きいものとしては、内容変更に伴う工事の増額変更と、今回の仮契約において3月の下旬まで工期延長しているものではありませんが、実際この工期では正直工事が終わらない状態というところが確認取れていまして、実は先ほどお話しさせていただいたとおりで、補正予算のほうで先議案件ということでは出させていただくのですが、一応繰越しの予算を繰越明許費として計上もさせていただくものでご

ざいまして、3月の補正予算が締結後、一応来年度以降に予算が執行できる環境をご承認いただいた暁には、再度この部分については工期延長という形を取らせていただければというふうに考えているものでございます。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

せっかく説明するのだから、そこまで説明すべきだったと思うのですけれども、我々はこの資料だけで見ると、これで終わると思うわけですよ。それって、では終わってすぐにまた工期延長かかりますよとなると、それはどうなのと、1回でできないと思うわけです。もう少しちゃんと説明すべきだなと思うのですけれども、終わるまでのスケジュールをもう一度説明してもらっていいですか。

○議長（内藤美佐子君） 課長、お願いします。

○道路交通課長（若林崇幸君） お答えいたします。

すみません。ちょっと一番冒頭に私が説明すればよかったのですが、ちょっと漏れてしまって申し訳ありませんでした。そうですね。ちょっと改めてご説明させていただきますが、今回まず最初に、変更契約の仮契約を結ばせていただきまして、その時点では先ほど申し上げたとおりで、予算執行が次年度に繰り越している状態ではないので、その状況におきまして最大限延ばせる状態というところで、一応3月の末までまずは増額変更プラス、工期延長という形で今、仮契約を結ばせていただいているものでございます。

これに至った要因としましては、先ほど申し上げたとおりで、予算自体が次年度に繰り越していない状態での次年度への工期延長ができないという判断をちょっと受けまして、まずは今年度中にできるというところで、予算の繰越明許の手続を今回の3月議会において補正予算において計上させていただいているものと、あわせて今回の3月の末までですが、工期設定されたものでの増額プラス工期変更という形で仮契約を結ばせていただいているものでございます。

その後、先ほども申し上げましたが、補正予算議決というか、承認をいただいた暁には、次年度に予算が執行できるという環境になりますので、今、置かれています3月の末までの工期を実質必要で、先ほどの説明もありましたが、やはり全体の電力会社等の電柱移設等も含めると、やはり7月ぐらいまでちょっとかかりそうだなというような想定が見えてきましたので、令和7年の7月までの工期延長を予定して、手続のほうを進めさせていただければと考えております。説明不足で申しわけございませんでした。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

よろしいですか。よく分かりました。ありがとうございます。

ほかにございませんか。

細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

道路のほうというか、樹木のほうなのですけれども、モアノートの3ページのナンバー3の写真からよく分かると思いますけれども、当初樹木の様子を見ながら行っていくというような回答だったかなと思っているのですけれども、これ伐採されていて、今後の進捗というか、どんなふうにしていくところを教え

ていただきたいなと思います。

○議長（内藤美佐子君） 新井主幹、お願いします。

○道路交通課道路整備・交通施設担当主幹（新井 亨君） お答えいたします。

樹木につきましては、現状支障樹木の伐採作業は完了しているところです。これから、こちら写真のほうでもあって、切り株状態になっている場所についても、道路の掘削が始まりまして、排水構造物ですとか、道路築造のほうが入っていく状況になります。それが終わりましたら、新たに植樹ますを設けまして、これからの時期ですと、あまり暑くならないうちに植樹、植栽を行う予定でございます。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） ありがとうございます。

今、切り株があるところを全て植樹ますにするというところでよろしいのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 新井主幹、お願いします。

○道路交通課道路整備・交通施設担当主幹（新井 亨君） お答えいたします。

全く同じ位置ということではなくて、こちらの取り付いている枝線の町道等もございますので、見通し等影響ならない範囲で今回は配置考えておりますので、そういった形で植樹のほうはしていきたいと考えております。

○議長（内藤美佐子君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

今おっしゃったように、以前伐採する前は本当に上り坂になっていて、高木がすごく生い茂って、見通しが悪くて、歩行者の方からも、住民の方からも多く切ってくれというか、この木の障害をすごくおっしゃっていたことがあったので、木の種類というか、そういうところも10年、20年、木が大きくなっても、そういうふうにならないようなところを考えながら植樹していただければなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 課長、お願いします。

○道路交通課長（若林崇幸君） お答えいたします。

先ほど新井主幹のお話しさせていただいた部分とちょっと重なるところあるかもしれないのですが、まず今回につきましては、やはり道路築造に伴って、どうしても支障が出てしまう。歩道部分にうまく収まればいいのですが、道路形態が変わる関係もありまして、やむなくちょっと伐採をさせていただいた。その上、伐根した上で新しい樹木を植えるという予定になっております。実際のところ、こちらの樹木につきましても、ほかのところと同様に、初めのうちは小さい樹木の状態ではあるとは思いますが、やはり今後10年、20年たちますと、やはり木も大きくなっていく可能性もあると思いますので、その辺につきましては、きちんと道路を管理をする立場として、こちらのほうについてもきちんと目を行き届かせて、管理のほうは徹底できればなというふうには思っていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

桃園議員、はい、どうぞ。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ありがとうございました。

工事、それ自体のことではなくて、1点だけなのですけれども、工事期間中、あの道路を通った際に、スイミングスクールの誘導の方とこちらの工事の現場の方の整理が複雑混在しているという、そういう場面がありまして、非常にどちらをどう優先して、一生懸命スイミングスクールの誘導員さんもやっておられるのですけれども、1点確認したいのは、例えば今日の工事状況は、ここからここまでで、こう流れになるみたいな、そういうような情報の共有をスイミングスクールさんのその誘導の方とされているのかどうか、ちょっとその辺で意思疎通があることが安心につながるかなというふうに感じるのですが、いかがでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 課長、お願いします。

○道路交通課長（若林崇幸君） お答えいたします。

そうですね。通行される方にとっては、すごくご心配な点になってくると思いますので、実際ちょっと大変申し訳ないのですが、今、現地のこちらのほうの交通誘導員とスイミングスクールの方がきちんと協議できているかどうかというのがちょっときちんと確認取れないところではあるのですが、こういったご指摘を受けましたので、今後より安全にそういう交通誘導の方が引き継げるような形で、現地の通行に支障がない形で動くような形で、そうですね。請け負った業者のほうにはちょっと指示のほうはさせていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

よろしいでしょうか。

ほかにはございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） それでは、この協議事項1点目、町道幹線7号線（都市計画道路）道路築造工事の進捗状況については、これで終了とさせていただきます。

今日は説明ありがとうございました。

暫時休憩します。

（午前10時17分）

○議長（内藤美佐子君） 再開いたします。

（午前10時19分）

◎藤久保小学校の代替地のフェンスにおける事故の発生について

○議長（内藤美佐子君） それでは、緊急に教育委員会よりの報告があるということで協議事項の中に入れさせていただきましたので、これから教育委員会より報告をしていただきます。

まず、教育総務課長からよろしいですか。

では、教育総務課長、よろしく申し上げます。

○教育総務課長（中島弘恵君） 教育総務課長の中島です。どうぞよろしくお願いたします。藤久保小学

校の代替地のフェンスにおける事故の発生について、経緯のほうをご説明させていただきます。

2月10日の月曜日、13時20分頃、昼休みでございますが、5年生の男子児童が代替地で鬼ごっこ中に振り向いたところ、正面にネットフェンスがあり、そのフェンスのボルト部分をこちらの左の側頭部のほうをぶつけて出血をいたしました。その後、保健室で治療後、救急搬送されました。負傷の状況といたしましては、左側頭部分の裂傷で11針を縫う処置を受けました。

そして、2月12日の水曜日、8時40分頃から教育総務課の施設担当が、ねじの部分に厚手の段ボールと防水テープでボルトを覆う応急処置を行いました。また、町内全小中学校のフェンスのボルトの点検も実施をいたしました。施工業者とともに現地も確認いたしました。今後の対応について検討したところでございます。

2月13日木曜日、10時、藤久保小学校にて学校の管理職、校長、教頭、教育総務課長、学校教育課長、保護者、父母で話し合いをいたしました。主訴といたしましては、学校には日頃の安全点検や定期点検による確認、児童への指導の徹底ができていない。安全配慮に欠けている。町にはフェンス設置については、ねじのボルト部分が突出しており、危険を予測するのは可能である。安全配慮に欠けている。また、今回の事故について、こちらの藤小の保護者へ文書で周知をしてほしい。フェンスを全て取り替えて施工し直す必要がある。町内全校のフェンスも同じような施工のため、全て改修すべきではないかとのご意見がございました。

2月14日金曜日、関係課長と協議をさせていただきました。

2月17日月曜日、教育長より教育研究協議会において事故の報告と学校に突起物などないか、子供の目線に立った安全点検を行うように指示がございました。

そして、昨日、教育長、教育総務課長、施設担当主幹でけがをされた児童のご自宅のほうへ謝罪と今後のフェンスの計画について説明に伺おうと思っておりましたが、ご家庭の相手のご都合のほうがちよっと悪くて、またこちらのほうは改めてご連絡を取って謝罪をさせていただこうと考えております。

そして、本日、2月18日火曜日、藤久保小学校の全児童保護者に文書でこちらのほうを周知をさせていただいた次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

そして、今後のちょっと改修計画について、施設担当主幹の石崎より説明をさせていただければと思います。

○議長（内藤美佐子君） 主幹ですか。

○教育総務課長（中島弘恵君） はい、よろしくお願いいたします。

○教育総務課施設庶務担当主幹（石崎裕司君） 石崎です。

すみません。先ほどお配りしたお手元の資料をちょっとご確認ください。現状、そのフェンスを固定するボルトがナットの部分から先、1.5センチほど飛び出している状況になります。そちらをまずフェンス固定して、ボルトは可能な限り、ねじ山を少し残しませんと、結局ねじの固定にはなりませんので、可能な限りカットして、表面は研磨して滑らかにしたいと思います。その上で、カットしたボルトを含む支柱全体を下のような安全クッション材のほうで覆い、外部から、外からもうそのボルトを含め支柱の部分に当たらないような対応をしたいと思います。

あわせて、現地を確認したところ、③番になるのですけれども、下の写真、この赤字のところ安全クッションを施工しようと思っております。③番なのですけれども、このフェンスの基礎ブロックの角も実

際校庭の内側のほうに面していますので、万が一ここにぶつかるようなことがあれば、今回と同じような大きなけがは避けられないかと思しますので、こちらにも角の部分だけ安全クッション材のほうで覆おうと思っております。こういった一応安全対策のほうを今、業者とも打合せして進めようと思っております。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） すみません。安全クッション材って、これ予備費対応か何かされるということですか。

○教育総務課施設庶務担当主幹（石崎裕司君） その辺りはすみません。財政サイドに昨日初めてちょっとご相談したところなので、すみません。細かいところは、どういった……

○議長（内藤美佐子君） 予算とは関係ないということですか。

○教育総務課施設庶務担当主幹（石崎裕司君） すみません。

○議長（内藤美佐子君） 今の件について、これは伺ったほうが良いということがあれば伺ってください。では、光下議員。

○議員（光下重之君） どうも説明ご苦労さまです。光下です。

写真を見た限りですけれども、このトップ部分の横場ですね。これは鉄骨のアンクルになっているのではないかと思うのですけれども、ここにぶつかった場合のことは考えないのですか。

○議長（内藤美佐子君） では、主幹、お願いします。

○教育総務課施設庶務担当主幹（石崎裕司君） 一応ブロックが一番下、20センチございまして、すみません。フェンス自体150センチのフェンスでして、一応170センチ以上の、一番上の高さは170センチぐらいになるのですけれども、そうですね。一応……

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

光下議員。

○議員（光下重之君） 光下です。

今の説明ですと、子供のどの部分か分からないけれども、当たることはないという判断のようなのですけれども、ここまでやるのだったら、その可能性があるというふうに考えたほうが良いのではないかと思うのですけれども。

○議長（内藤美佐子君） では、主幹、お願いします。

○教育総務課施設庶務担当主幹（石崎裕司君） はい、分かりました。その点、検討していきたいと思えます。

○議長（内藤美佐子君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 私も全く同じ意見なのですけれども、この資料を見させていただいて、クッション材がゴム製で、ああ、とてもいいなとすごく感じて、本当にこういったふうに最初からやっていたかなどは思うのですけれども、その今、同じなのですけれども、横の部分も170センチというもののやっぱり頭とか、そういうジャンプしたりなんかしているから、検討されるということなので、検討ということで、学校への登校のその子供さんは何日ぐらいで登校できたのか。もう登校していると思うのですけれども、何日ぐらいで登校できたのか、お伺いします。

○議長（内藤美佐子君） 学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊重樹君） お答えいたします。渡邊でございます。

このお子さん、非常に学校が大好きなお子さんでございまして、すぐに翌日からもう登校をされております。

以上でございます。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

長野議員。

○議員（長野真寿美君） 長野です。ご説明ありがとうございました。

この代替校庭というのは、運用ルールとかは、そういったものはちゃんとなされているのでしょうか。教えていただければと思います、運用ルールを。

○議長（内藤美佐子君） 学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊重樹君） お答えいたします。

この代替地での特に遊び方というところなのですが、具体的にはサッカーは行わないですとか、あと周囲の迷惑にならない行動ですとか、体育館の裏側のほうまでは行かないですとか、フェンスを乗り越えない。また、フェンスを登らない。こうしたようなところはルールとしては、担任等を通じて子供たちには指導をしているところです。

ただ、なかなかこういったところは予測今回できませんでしたので、フェンスに近づかないとか、そういったところまでの指導というのは行き届いていなかったかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 長野議員。

○議員（長野真寿美君） 長野です。

いつもその代替校庭の中間のお休みのときとか、そういったときには教員の方とか、何名ぐらいで見守りをされているのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊重樹君） お答えいたします。

基本的には、休み時間等全体を見守る教員が1名、全体把握ということで1名ございます。それから、2名から3名になりますが、子供たちと一緒に遊びながら状況を把握している者ということで、常時3名から4名程度で休み時間の状況は見守りを行っているところです。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

このクッション材なのですけれども、どのような形で固定、装着をするということになりますか。

○議長（内藤美佐子君） 主幹、お願いします。

○教育総務課施設庶務担当主幹（石崎裕司君） すみません。こちらは、1本90センチほどの長さになるの

ですけれども、4か所、俗に言うインシュロックとって、結束バンドですか、あれを裏側は結束バンドできゅっと留めるような方法で考えています。

○議長（内藤美佐子君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

下の部分はブロック塀になっていますけれども、ここはどのように固定しますか。

○議長（内藤美佐子君） 主幹、お願いします。

○教育総務課施設庶務担当主幹（石崎裕司君） 下の基礎部分は、専用の接着剤等がございますので、そちらを使って留める形になります。

○議長（内藤美佐子君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

物すごく寒暖の差も激しく、様々な接着剤も、また結束するものも含めて劣化が早いかなというふうに思うのですけれども、点検がすごく大事なと思うのですが、その辺はどのように考えておられますか。

○議長（内藤美佐子君） 主幹、お願いします。

○教育総務課施設庶務担当主幹（石崎裕司君） 今回施工するこちらの安全クッション及びこちらの点検のほうは、この代替校庭を使う間、もう自分のほうで責任持ってしっかり点検のほうはさせていただきます。もちろん課として、ちゃんと点検させていただきます。

○議長（内藤美佐子君） 教育総務課で点検はするという答弁でよろしいですか。

課長、お願いします。

○教育総務課長（中島弘恵君） ちょっと今、つけ足しをしますと、教育総務課のほうでも現地に行くことも多いので、気をつけて見てまいりますし、もちろん安全確認のほうは、点検のほうは学校のほうでやっていただかなければいけないことなので、そこは学校のほうにも責任を持ってやっていただこうと考えております。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊重樹君） 今のご質問に関しまして、学校側のほうといたしましては、日常点検、それから定期点検等を複数の者による確認というところを実施してまいります。具体的には始業前と始業後、それに加えて、授業開始前、開始後等についても教職員が意識を込めて、しっかりと児童の目線に立った安全点検を行うように徹底をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内藤美佐子君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。分かりました。

最後になのですけれども、子供たち、ちょうどそのときに見守り立っていたので、何か起こったなというのは分かっていたのですけれども、子供たちのその遊びの中で、勢い余ってということもあると思うのですけれども、その出来事によって、子供同士の関係性がちょっとよろしくない状況になったとか、何かそういうような影響、二次的な影響とかとないのか、ちょっと気になるのですが、いかがでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊重樹君） お答えいたします。

事故発生後に各担任のほうから子供たちのほうにもちょっと聞き取り等を行わせていただきました。そうした中で、特にその後、関係性が悪くなったですとか、そういったようなお話というのは何ってはおりません。

以上でございます。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

林議員。

○議員（林 善美君） 林です。

先ほどのお答えの中で、ほかの学校も点検されたということだったのですが、そちらの状況を教えていただければと思います。

○議長（内藤美佐子君） 教育総務課長。

○教育総務課長（中島弘恵君） ほかの学校のほうも点検いたしましたら、やはり同じように、フェンスは同じ施工でございますので、同じようにボルトは出ている状況でございます。1.5ミリ出ている状況ではございますが、ほかの学校は校庭の隅まで使うということがなかなかないことや、あとはカラーがあったりとか、木があったり、防球ネットがあったりとか、その条件はちょっと様々異なります。ですが、何も無いところにつきましては、キャップなどをちょっとつけて、そちらのほうは今後そういうことがないように対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 林議員。

○議員（林 善美君） 今、この事故が起きてから1週間ぐらいたっているのですが、今は使える状況ですか。

○議長（内藤美佐子君） 教育総務課長。

○教育総務課長（中島弘恵君） お答えいたします。

その事故が起きたときから、またこちらの校庭のほうは通常どおり使っております。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 林議員。

○議員（林 善美君） 応急処置してあるということで承知しました。

実際のこのクッション材をやるのは、いつ頃を予定されているか、お伺いいたします。

○議長（内藤美佐子君） 主幹、お願いします。

○教育総務課施設庶務担当主幹（石崎裕司君） 今、業者と打合せをしております、発注してやっぱり1週間ぐらい部材のほうはかかるということなので、すみません。早くても1週間先にはなるかと思っておりますけれども、そのぐらいのスケジュールです。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

長野議員。

○議員（長野真寿美君） 長野です。

学校側でも安全点検をこれからされていくということだったのですが、安全点検はどういった方が責任を

持ってやっていただいて、管理職のほうにどのように報告するのか、そういったことの経緯と、あとほかの学校でもそういったものがあったということなので、ほかの学校でもそういった安全点検は行われていくのか、教えていただければと思います。

○議長（内藤美佐子君） 学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊重樹君） お答えいたします。

安全点検につきましては、これまでも全校において実施をしてきております。大きく日常点検と定期点検等を2つに分けて実施をしております。日常点検につきましては、主に管理職、教頭が担うことが多くございますが、朝、子供たちが来る、登校する前に校舎内外を見回りながら点検をするようなところを進めております。

また、定期点検につきましては、毎月1回になりますが、担当場所が教職員で分担されておりまして、安全点検カード等を各学校では作成してございます。それに基づきながら、危険箇所等の点検ということを進めている状況でございます。これは、全校において実施をしてございます。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

事故当時のことなのですけれども、この代替地に何人くらいのお子さんがいらっしゃった。大体で結構なのですか。

○議長（内藤美佐子君） 学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊重樹君） お答えいたします。

当時の人数、確実な数字のほうはちょっと手元にはございませんが、このときは高学年の子供たちが主に活動をしてございましたので、おおむね100名以上の子供たちは活動していたというふうには思っております。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） はい、分かりました。

使うときによって差があると思うのですけれども、100名というのは、教育委員会のほうで見て、大体適当、その日によって違うのかもしれないのですけれども、天気がいい日などはたくさん出ると思うのですが、どのくらいが適当というふうに今まではお考えになっていたことってありますか。

○議長（内藤美佐子君） 学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊重樹君） お答えいたします。

その状況にもございますので、なかなか明確なところはお答えできない状況ですが、やはりその人数の状況等、こうしたところも確認をしながら、少しその辺りを精査していく必要あるかなというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。分かりました。

それと、事故当時の対応、どのくらいの時間で、どういうふうに当たったのか、ちょっともう一度教えていただけますか。

○議長（内藤美佐子君） 事故発生からの対応ですか。学校教育課でしょうか。どうでしょう。

学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊重樹君） お答えいたします。

事故発生があったのが13時20分頃ということでしたので、そこからすぐに、このときは全体把握をしておりました主幹教諭のほうがすぐにその児童を連れて保健室のほうに行きました。その時間が大体1時30分で、養護のほうで傷の状況等を確認いたしまして、1時35分には救急車を要請をいたしました。そのような対応で事故の発生から救急車で搬送されるまでというところでは、おおむね15分程度を要したかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

これ、質問まだ続くようでしたら、ちょっと1時間過ぎているのですけれども、もうちょっとよろしいですか。続けます。

では、牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

先ほど安全点検のルールを決めているということだったのですけれども、私も20分休みとか、見守りさせていただいているのですけれども、かなりタイトなスケジュールで、全員もそんなに多くないですね、現場としては。なので、先生のその安全点検の時間とかも正直言って足りないと思うのですけれども、その辺りのご対応はどのようなのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊重樹君） お答えいたします。

この安全点検を実施する時間帯につきましては、実は各学校でも差がございます。意図的にその子供たちが活動している時間帯に設定をして確認をしている状況もございますし、子供たちが下校した後、時間を設定して点検をしているといったような学校もございます。しかしながら、両面で見るとは非常に大事なことかと思しますので、ちょっとそうしたところを今後各学校のほうに指導して、いろんな面から点検が実施されるように進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（内藤美佐子君） 牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

保護者の方からも、現場の教員だけでは人員が足りないし、ボランティアも思いのほか集まっていないというところもあるので、教育委員会のほうから人を来ていただけないかという要望もあるのですけれども、そういったことは検討されているか、お伺いいたします。

○議長（内藤美佐子君） 学校現場ですか、これは。

学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊重樹君） お答えいたします。

やはりそういったところで、また違った視点で見るというところも大事になってくると思いますので、そうしたところも検討してまいります。

以上でございます。

○議長（内藤美佐子君） 牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

先ほどの保護者のほうから、その安全管理の面で不備があるということでご指摘があったということなのですが、かなり大げがをされたということで、補償などのその辺りの話はできているのか、お伺いいたします。

○議長（内藤美佐子君） 学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊重樹君） お答えいたします。

こちらにつきましては、教育活動中ということで、学校管理下内というところでございます。補償の関係につきましても、既にお話のほうは進めさせていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） それでは、この件についてはここまでとさせていただきます。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

では、1時間ちょっと過ぎていきますので、10分間休憩いたします。

（午前10時43分）

○議長（内藤美佐子君） それでは、再開をいたします。

（午前10時55分）

◎総務常任委員会

○議長（内藤美佐子君） 協議事項終わりましたので、続きまして報告事項ということで、各常任委員会委員長に報告をしていただきます。

まず1点目、総務常任委員会委員長よりの報告をお願いいたします。

○総務常任委員長（増田磨美君） 総務常任委員会より報告をいたします。

今日は、前回に皆さんにも行っていただきました委員会の避難訓練進行表につきまして、こちらのほうが今日モアノートのほうに載せてありますので、見ていただきたいと思います。前回と変わっている点は、皆様からご指摘をいただきました点なので、そちらのほうは直してあります。

まず、表を開いていただけますでしょうか。まず大きなところは、委員の行動のところになります。シェイクアウトするというので、各委員会のテーブルの下にシェイクアウトしていただくのですが、テーブル

が動くので危ないのではないかとのご指摘をいただきました。総務常任委員会のほうで委員間で協議いたしました結果、これはキャストもないし、そこまでガタガタ動くものではないのではないかとということで、今回はそのまま以前と変わらずということで、テーブルの下にシェイクアウトしていただくということになりました。

それから、次にその下なのですけれども、委員が非常口扉の開閉を確認するというので、これは扉に近いほうの委員に行ってくださいということになっています。これは、各委員会によってどなたかというのが違いますので、ここのところにその都度入れていっていただいて、委員長が持っているなり、委員も皆さん、自分の行動を把握していただくなりしていただきたいと思います。

窓に近い席の委員はということで、こちら側です。座っている議員は事務局と一緒に、窓というのは、もし本当にひどい揺れが来ると割れることもありますので、危ないですので、事務局と一緒に傍聴者、そちらに座っている傍聴者をフォローしていただくということになります。この扉を確認しに行ってくださいの外扉です。あれを確認しに行ってくださいの委員の方は、その情報を事務局長のほうに報告していただくということになります。

次に、避難が開始になるわけなのですが、委員は傍聴者を廊下に整列させということで、廊下に出ていただいて、整列をしていただきます。誘導しながら避難していくのですが、誘導の先頭に議員が入っていただく。それから、中間部にも入っていただく。最後尾には副委員長がついて避難するというようなことになっています。

○議長（内藤美佐子君） 人数は。

○総務常任委員長（増田磨美君） 人数は、最初に出るときの人数なども確認していただいて、それは副委員長が確認していただいて、最後に安全に傍聴者を連れて誘導していただくということになります。これも委員のその各委員会の中で、誰が先頭というのを決めていて、誰が中間というのを大体分かるように、確実に決めることではなくても、ここの場合はもう大体先頭と最後は副委員長というのだけが分かっていたら、間に誰か入るということを入れておいていただいて、皆さんに動いていただきたいというふうに思います。

それから、副委員長が最後に確認しまして、避難をちゃんとできたかどうかということを確認して、事務局長のほうに報告をしていただきます。

ごめんなさい。それともう一点、その委員会の部屋を出るとき、みんなを整列、もう廊下に傍聴者が、それから委員の皆さんが整列した一番最後に委員会の委員長が部屋を確認します。誰かいないか、何か事故はないかということで確認して、事務局長と一緒に部屋を出ることになっていますので、よろしく願いいたします。

最後に、下に降りまして、これは副委員長が避難状況を事務局長に報告するというにさせていただきます。

大体こういった内容でやっていただくのですが、もう一つ皆さんから、委員会から出たご意見で、やっぱりやっていないと忘れてしまうというようなお話がありました。確かに急に避難訓練、訓練だったとしても、ぱっと言われると、すぐに自分が何をするのか、「あれっ、何だっけ」と動けなくなってしまうので、それは各自、各委員会のほうで考えて、避難訓練を行っていただきたいと思います。これは、今回は総務のほう

ではいつやるとか、何回やるとか、これは決めるのではなくて、委員会にお任せしようということになって
いますので、委員長のほうと委員会のほうでよく協議していただいて、これは恐らく行っていただいたほう
がいいと思うので、考えていただきたいと思います。

ごめんなさい。ちょっと訂正なのですがすけれども、一番左の委員長の行動の一番下に、運動公園グラウンド
にてのところ、三芳町議会災害支援本部設置となっているのですが、これは三芳町議会災害対策支援本部
設置ですので、ちょっと直していただければと思います。

この避難マニュアルについては以上なのですが、よろしいでしょうか。何かご質問。

○議長（内藤美佐子君） 委員長からの報告がございましたけれども、何か伺っておきたいことありますか。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） では、そのほか何かありますか。

委員長、お願いします。

○総務常任委員長（増田磨美君） 増田です。

次に、ヘルメット、これも同じように避難訓練の中で、あと避難についてなのですが、ヘルメットを皆さ
んお持ちだと思います。これを3月議会からヘルメットを持って議場に行っていただきたいと思いま
す。つまり議場で何かがあった場合には、必ずそのヘルメットをかぶっていただくということで、今、皆さんの議
場の机の右側か左側かどちらかにフックが事務局のほうでつけていただいています。なので、それをかぶっ
ていなくてもいいのですけれども、別に。ヘルメットを持って行っていただいて、どちらかにかけていた
だくということで常備していただきたいと思えます。これは、委員会ではなくて、議場で議会が行われる場
合にそのヘルメットを持って行っていただくということですので、委員会ですとか、そのほか控室、何か
あった場合というのは、いろいろ各自考えていただきたいと思えます。そのヘルメットを持ち帰ってもち
ろんいただいて、控室に置いておいていただければ、控室のほうでそのときはできますし、また委員会のと
きもどうしてもこれは持っていったほうがいいと思えば、それは各自の判断で持って行っていただくとい
うこととなりますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

それと、最後に傍聴者の方なのですが、議場には傍聴者がいらっしゃっていますので、議員だけヘルメッ
トをかぶって逃げるわけにはもちろんいきませんので、傍聴者の方をお守りするということで、今回傍聴者
用のヘルメットを15個用意していただくことになりました。置き場所などについては、今、事務局のほうに
お任せしてありますので、3月議会からはしっかりそれを使えるようになりますので、よろしく願いた
いと思えます。

事務局のほうで何かありますか。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

○総務常任委員長（増田磨美君） 大丈夫ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

では、本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

すみません。避難指示書のほうに、避難指示の進行表についてちょっとお伺いしたいのですが、先ほど説明ありましたけれども、委員の行動というところで、避難開始の欄です。ちょっと私も副委員長なのでお聞きするのですけれども、委員は傍聴者を廊下に整列させ、誘導しながら避難すると。委員が傍聴者を廊下に誘導するわけですが、その後、誘導の先頭、中間に委員を配置し、最後尾の副委員長が避難者の人数を確認後、副委員長が人数を確認するというので、最後、傍聴者を安全に誘導するというのは、これは副委員長が誘導するということなののでしょうか。先頭は委員ですよね。ちょっとここら辺の「てにをは」というのか、この辺りちょっと説明をお願いします。

○議長（内藤美佐子君） 委員長。

○総務常任委員長（増田磨美君） 増田です。

これは、安全に誘導していただくのは、委員全体でももちろん担っていただくということになります。ただ、一番最後が副委員長に行っていたということ、整列ちゃんとしているかとか、人数確認ですとか、そういうことは副委員長にお願いいたしますということで、避難の誘導につきましては、委員全員で責任を持っていただきたいというふうに考えております。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

○議員（本名 洋君） ありがとうございます。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございませんか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ありがとうございます。

この3月定例会から議場にヘルメットを持参でということでご説明いただきましたけれども、これは議会側のみで、執行側は関係なく、議会側のみということでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 増田委員長。

○総務常任委員長（増田磨美君） 増田です。

こちらにつきましても、委員会のほうでいろいろ協議をいたしまして、またその後に議長のほうから執行部のほうにこの件についてお話をさせていただきました。そうしたところ、執行部のほうは執行部のほうで自分たちで考えられるということで、そこまでそういうふうにお話はなっておりますので、持ってこられるのか、どうするのかまではちょっと確認していないのですけれども、ご自分たちで考えていかれるということです。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

副議長。

○副議長（細谷光弘君） 細谷です。

こちらのほうは（案）というのについてはついているのですが、その対策というのを直して、その（案）がなくなるものが出てくるといふふうに理解でよろしいのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 増田委員長。

○総務常任委員長（増田磨美君） 増田です。

はい、そうですね。失礼しました。本当は、今日この（案）取ってもよかったのですが、最後に皆さんに

もう一度見ていただくということで、これでこれは決定ということになりますので、進行表の（案）は取らせていただきたいと思います。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

よろしいですか。

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） それでは、総務常任委員会委員長からの報告はこれで終了いたします。

◎議会広報広聴常任委員会

○議長（内藤美佐子君） 次に、2点目、議会広報広聴常任委員会委員長よりの報告を求めます。
委員長。

○議会広報広聴常任委員長（菊地浩二君） では、議会広報広聴常任委員会より2点について申し上げます。
まずは、定例会のポスターのご協力ありがとうございます。もしもまだ貼っていない掲示板があれば、あればですけども、なるべく早めに貼っていただくようお願いいたします。また、定例会閉会后には、全部終わってからは速やかに剥がしていただきたい。終わってからもいつまでも残っているとかえっていろいろ言われてしまいますので、その点も併せてお願いします。

それと、2点目です。3月定例会後の議会だよりの原稿についてなのですが、今のところ3月下旬で閉会日が予定されていますが、年度末ということもありますので、皆さんにご協力をいただきたいのですが、この後、議会運営委員会で日程は決まって、最終日が決まりますが、それにもかかわらずなのですが、紙で原稿を提出する場合、例えば一般質問の原稿とかが当たるかと思うのですが、判こをもらわないといけないので、紙で提出になると思います。そちらにつきましては、3月28日金曜日、午後5時、17時までに事務局への提出をお願いします。

また、メールで提出をする場合、こちらは広報の委員はもちろん、例えば討論等を行われた方は、あと意見書とかが採択された場合とかは、メールで提出をしていただく場合には、3月31日月曜日、朝8時半までにメールでの提出をお願いいたします。

スケジュールがタイトなことと、年度末ということで、役場も大変忙しい中もありますので、ご協力をお願いしたいと思います。

以上となります。

○議長（内藤美佐子君） ただいまの広報広聴常任委員会委員長の報告に何か質問がある方は挙手でお願いいたします。

よろしいですか。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

1点確認なのですが、一般質問の原稿が3月28日なのですが、その写真は一緒ですか。

○議長（内藤美佐子君） 菊地委員長。

○議会広報広聴常任委員長（菊地浩二君） 写真はメール提出だから、メール提出のほうですね。ただ、一

緒のほうが管理がしやすいので、お願いしたいと思います。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） では、2点目の議会広報広聴常任委員会委員長の報告を終了いたします。

◎議会運営委員会

○議長（内藤美佐子君） 続きまして、3点目、議会運営委員会委員長よりの報告を求めます。よろしくお願ひいたします。

○議会運営委員長（久保健二君） 議会運営委員会より1点だけなのですが、ご報告申し上げます。また、お時間いただきまして、ありがとうございます。

今回のご報告なのですが、先日の議会運営委員会におきまして協議をした内容になります。その内容というのが、以前ももしかしたらお話をさせていただいたかもしれませんが、議会のこれは町村、議会の個人情報の保護に関する条例、一部改正についてという通知がこれ全国の町村議会議長会のほうから通知がございまして、この目的といたしましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う今回の条例の改正になります。

モアノートのほうに事務局より今回掲載させていただいているのですが、一番これ下になるのかな。すみません。05—03ですかね。違うか。

○議長（内藤美佐子君） 新旧対照表。

○議会運営委員長（久保健二君） そうですね。新旧対照表のほうを御覧になっていただければと思います。よろしいですか。

このこれいつも従来どおりですけれども、下線が引いてあるところが変更で、現行と改正後になります。まず、これ、ではページというか、その改正するところだけが新旧対照表に載せさせていただいているので、まず1ページ目というか、でこれ26号のところなのですが、これ現行ですと、「(以下「情報公開条例という。）」という文言が入っていたのですが、こちらの26号のところは空白という形になります。その下なのですけれども、今度は「(以下という。）」、27号です。以下、何もここ空白だったところが、逆に「(第12条第5項において)」という文言が記載されます。その下なのですけれども、今度「第2条第8項」だったものが、「第2条第9項」に変わります。

次ページお願いいたします。こちらなのですけれども、略のところの一番右側になるのですけれども、こちら「番号利用法」ということで、「(第2条第9項)」だったものが、「(第2条第10項)」に変更となります。

また、すみません。次、次ページをお願いいたします。こちらなのですけれども、今度（個人情報ファイル簿の作成及び公表）のところ、第17条ですが、こちらは「(以下)」、今までは記載がなかったものが、「(第3項において)」ということになります。

その下なのですけれども、アの次に掲げる個人情報ファイル、(1)のアの部分ですが、「給与又は報酬、

福利厚生」という今まで文言の記載があったものが、「給与若しくは報酬若しくは福利厚生」ということで、「若しくは」という文言が追加となりました。

その下なのですが、3の略、第18条なのですけれども、「議会の保有する」……

○議長（内藤美佐子君） そのもう一つ上に、その他のところ。

〔今のすぐ下のところ〕と呼ぶ者あり〕

○議会運営委員長（久保健二君） ああ、これか。ごめんなさい。そうですね。その下、今のごめんなさい。「報酬若しくは福利厚生」の下なのですが、「その他」という文言が今まで記載があったのですが、そこが「その他」から「又は」に変更となります。よろしいですか。

〔はい〕と呼ぶ者あり〕

○議会運営委員長（久保健二君） それで、その下なのですが、第18条、「議会の保有する」という今まで文言があったのですけれども、こちら改正後はなくなります。

その下に行きまして、今度2番です。2番の2行目、「代理人（以下この章において）」という文言が入ておりましたが、こちら何も無い状況になります。削除となります。よろしいですか。

〔はい〕と呼ぶ者あり〕

○議会運営委員長（久保健二君） その下の行なのですけれども、「（この章及び第48条において）」という記載がありましたけれども、こちら削除されるような形になります。

次、次ページお願いいたします。次、第27条の1の部分ですけれども、「（以下この章において）」というのが、今回それも削除となり、「（以下「開示決定」という。）」形の流れになります。括弧内ですけれども。

その下、第31条の部分で、「（この章及び第48条において）」という記載がありましたけれども、こちら削除という形になります。

その下、第32条の3の部分です。「（以下この章において）」という記載がありましたけれども、こちら同様に削除となります。

次のページなのですが、第38条、こちら括弧内、「（この章において）」というところが今回削除となります。

2番のほうも以下「（この章及び第48条において）」という記載があったものが今回削除となります。

その下、第39条の3番、括弧内、「（以下この章において）」が今回は削除となります。

一番最後の行ですけれども、「第4章」という記載があったものが、こちら「前章」という形になります。変更となります。

最後のページになりますが、今度は最後のこれ第48条です。「保有個人情報の特定」、今まで何も記載がなかったものが、今回の改正により、「個人情報の特定に資する情報の提供」という文言が追加となります。

この最後の部分もそうなのですけれども、追加になる部分に関しまして、議会運営委員会、委員会の中の協議の中で、この追加になった理由というか、という問合せというか、意見があったのですけれども、こちらの確認しましたところ、この個人情報の保護に関する法律、上位法に基づいた形で今回追加となったということなので、ご理解のほうをいただければと思います。

また、このほかにマイナンバー等々の法の改正に伴った形で、規定のほうも今後見直しすることにはなるのですが、これは明日の議会運営委員会のほうで協議をさせていただきまして、この規定に関しましては、

議決案件ではないので、3月ちょっとこれぎりぎりにはなってしまうのですが、3月の全員協議会の場で皆様にご報告できればなというふうに考えております。

以上となります。

○議長（内藤美佐子君） 委員長、ありがとうございました。

この件については、上位法によって変更ということなのですが、よろしいでしょうか。これは、発議をされるということで、委員会発議ということでございますね。

よろしいでしょうか。確認は大丈夫ですね。

では、議会運営委員会委員長からの報告は、これで終わりでしょうか。終わりですか。

○議会運営委員長（久保健二君） はい。

○議長（内藤美佐子君） では、以上で報告事項3点終わりました。

ここで、その他に移りたいところなのですが、ここで少し暫時休憩をいただきたく思います。

（午前11時20分）

○議長（内藤美佐子君） そろいましたので、再開をいたします。

（午前11時42分）

◎その他

○議長（内藤美佐子君） 協議事項、報告事項と終わります、5番のその他に入ります。

まず、私のほうから皆様方にご報告をさせていただきます。まず、1会派の人員構成が変わりましたので、報告をいたします。会派輝の変更届が2月14日に提出をされました。これまでの久保議員、菊地議員、牛丸議員の3名構成から、久保議員、吉村議員ということになりまして、2名構成となりました。菊地議員、牛丸議員は無会派議員ということになります。この件については、変更届出たのは2月14日ではございますが、本日をもって決定ということにさせていただきます。会派輝が2名構成となりましたので、議会運営委員会の構成をこれ委員の定数というか、人数によって比率で決めておりますので、その件について先ほど会派連絡調整会議で話し合いをさせていただきました。その比率の件について詳しく聞いたほうがいいですか。聞きますか。

では、事務局、その比率のところだけ。議会運営委員会のどうやって定数を決めているかということでお願いします。

○事務局長（郡司道行君） それでは、事務局から説明させていただきます。

まず、議会運営委員会、定員が6名になります。この比率を出すやり方なのですが、例えばみらいさんですと5人いらっしゃるの、議員数15割る5人、5で3になります。そうすると議会運営委員会6名定員ですので、6割る3をすると2名、そういうことになります。そうしますと、3人会派の方になると、こちらはこういう割り方をします。1.2。1.2となるので、選出議員数は1人になります。2人会派は比率が0.8となりますので、選出が1名となります。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ということで、このような計算式になりますので、どうしても1名減になってお

ります。そういうことで、会派の代表の皆様が集まっていたいただき、どんなふうに入選するかというのを協議していただきました。議会運営委員会の委員としては、会派から選出するというのがこれ大前提でございますので、比率が同じ日本共産党会派と公明党会派の代表で話合いをしていただき、そして一応仮の選出ということではございますけれども、光下議員を選出していただくということで連絡調整会議にはお話をいただきました。本日をもって光下議員には、議運のメンバーと言うよりは、先に今、広報広聴常任委員会の委員さんでございますので、そちらを辞めていただかないといけないので、そういう手続をこの全員協議会が終わった後にやらせていただきますので、よろしく願いいたします。

それから、牛丸議員のほうからは、この件が決まる前に、議会運営委員会委員の辞任届も出されておりましたけれども、今日をもってそれは受理をさせていただきましたので、よろしく願いいたします。それを受けて、欠員のところを今日決めたということになります。

あとは議会運営委員会に共産党議員から1名補充をしていただき、光下議員にということで、仮で今、告知をさせていただいたのですけれども、議会運営委員会をお辞めになりました牛丸議員には、これ辞任届は出ているのでしたっけ。そうしたら、今度選任ということで、選任届は明日になりますので、明日以降は広報広聴常任委員会の委員ということになりますので、委員長は菊地委員長でございますので、よろしく願いいたします。

一応そのような形でただいま決めさせていただきます。この件については、この閉会中でございますので、議長に全て任されておりますので、このように決定ということで、よろしく願いいたします。

これで全て大丈夫でしょうか。漏れていないですか。言わなければいけないことがたくさんあるかと思うのですが、大丈夫でしょうか。

○事務局長（郡司道行君） 事務局から補足なのですけれども。

○議長（内藤美佐子君） では、事務局から補足をお願いいたします。

○事務局長（郡司道行君） それで、一応こういうふうにご報告をさせていただいたというご報告を今回の議会のほうでも改めて報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） この件についてはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） では、皆さん、そのようになりますので、委員会もまたちょっと構成、あと何か月かしか残っていないのですけれども、しっかりとした委員会活動をよろしく願いいたします。

では、私からはその他は以上です。

ほかに皆様から何かその他ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） そうしたら、事務局からその他ということでございますでしょうか。

では、事務局長。

○事務局長（郡司道行君） それでは、今後は令和7年度の議会費の予算の概要を説明させていただきたいと思っております。

ちょっと共有できなくて申し訳ないのですけれども、2月27日、令和7年度第2まで入っていると思うの

ですけれども、こちらのカレンダーから見ていただくと、01-22-01ですか、議案第26号 令和7年度三芳町一般会計予算のこちらを開いていただいて、こちらの37ページを御覧になってください。37ページから議会費になります。よろしいですか。大丈夫ですか。

では、ちょっと説明をさせていただきます。まず、令和7年度議会費の予算概要を説明させていただきます。こちらの37ページから御覧ください。なお、事業概要や積算根拠等につきましては、後日配付予定の事業別予算書を参考にさせていただきたいと思っております。

令和7年度議会費の予算額は、前年度比568万3,000円、率にして約4.4%増の1億3,535万5,000円を計上いたしました。前年度当初と比較しますと、人件費以外の主な増の要因としましては、共済費の議員共済負担金、37万3,000円の増、旅費の費用弁償8,000円の増、需用費の消耗品費10万2,000円の増、印刷製本費6万2,000円の増、役務費の通信運搬費3,000円の増、手数料8,000円の増、委託料の会議録作成委託料の18万5,000円の増、議会だより配布委託料5万4,000円の増、使用料及び賃借料の有料道路通行料6,000円の増、バス借上料2万2,000円の増によるものです。減の要因といたしましては、報償費の議会モニター謝礼1万6,000円の減、負担金、補助及び交付金の負担金、県議長会の1,000円、県外視察研修会の2万円の減によるものです。

それでは、節ごとに説明をさせていただきます。報酬につきましては、前年度比509万3,000円増の5,422万8,000円を計上しております。主な要因としましては、議員報酬改定による477万6,000円の増、会計年度任用職員報酬31万7,000円の増になります。給料につきましては、前年度比141万8,000円減の1,331万5,000円を計上しました。職員手当等につきましては、前年度比146万5,000円増の3,267万2,000円を計上しております。こちら主な要因は、議員報酬改定による議員期末手当増によるものであります。

続きまして、節4共済費につきましては、前年度比13万円増の1,900万3,000円を計上しております。議員共済会の負担率が令和6年度の100分の29.3から令和7年度は100分の26.9に下がっておりますが、給付費の基準額が議員報酬改定のため、25万円から28万円になったため、37万3,000円の増、職員共済負担金の減、会計年度任用職員社会保険料などの増によるものです。

続きまして、報償費につきましては、前年度比1万6,000円減の2万円を計上しております。先ほどお話ししました議会だよりモニター謝礼の1万6,000円の減によるものです。

節8旅費につきましては、前年度比8,000円増の30万8,000円を計上しております。費用弁償の8,000円増によるものです。

続きまして、38ページ、節9交際費につきましては、前年度と同額の27万円を計上しております。

需用費につきましては、前年度比16万4,000円増の365万1,000円を計上しております。加除式図書追録代9万2,400円増を含む消耗品10万2,000円の増、議会だよりの部数を200部増刷することによる印刷製本費6万2,000円の増によるものです。

続きまして、役務費につきましては、前年度比1万1,000円の増の7万5,000円を計上しております。通信運搬費3,000円の増、手数料のオンライン会議用ライセンス費用が8,000円増額になったことによるものです。

続きまして、委託料につきましては、前年度比23万9,000円増の676万8,000円を計上しております。会議録作成委託料の18万5,000円の増、議会だより配布数200部増加及び1件当たりの単価改定による委託料5万4,000円の増によるものです。

続きまして、節13使用料及び賃借料につきましては、前年度比2万8,000円増の289万6,000円を計上しております。有料道路通行料6,000円の増及びバス借上料2万2,000円の増によるものです。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、前年度比2万1,000円減の214万9,000円を計上しております。県議長の人口割額1,000円の減、県議長会県外視察研修の負担金5万円から3万円になったことによるものです。

歳入につきましては、雑入の本人負担分個人保険料、こちらはちょっと違うページなのですが、30万あるのですが、その中の2万636円が会計年度任用職員、議会事務局1名分の入の予算計上になっております。

以上が令和7年度の議会予算概要ですが、議会運営委員会からも要望がありました議会の議場のモニター及び言語の字幕のシステムについては、今、国のほうのちょっと名称が新しい地方経済生活環境創生交付金というふうに名称が変わったようなのですが、こちらを当たっていただいて、今、こちらのほうがつければ、そちらのほうを活用する予定でということになっていきますので、今、事前協議の段階で3月ちょっと下旬ぐらいでないとその結果が分からないということで、一応そちらが交付金がつけば、そちらを活用して6月の補正で計上する予定です。なお、そちらがもし仮に漏れてしまった場合のときは、ごめんなさい。そちら使うときは備品購入という形が主なのですけれども、そちらがもし漏れてしまった場合のときは、借上料という形で補正予算で6月ぐらいになるかと思うのですけれども、計上の予定でおります。

令和7年度の議会の予算の概要については、以上です。

続いて、あわせまして令和6年度の補正予算の概要についてもちょっとお話をさせていただきたいと思えます。こちらが同じく01-03-01というのをちょっと開けていただくと、三芳町一般会計補正予算(第8号)、こちらの19ページを御覧になってください。よろしいですか。

そうしましたら、目1議会費、節1報酬、こちらは21万7,000円の増、3の職員人件費9万8,000円の増、共済費6,000円の増、合わせて32万1,000円の増額を計上しております。こちらは、主には会計年度任用職員の人件費となります。これについて歳入についても別のページで本人負担分、雇用保険料とあるのですが、こちらは15万4,000円のうち、議会事務局分は2,398円となります。こちらの細かい点については、事業別予算書で掲載されておりますので、確認をしていただきたいと思います。

以上になります。

○議長(内藤美佐子君) では、この件について、ここで少しもしご質問あれば、できれば委員会ということではなく、全協のこの場で質問していただいて結構ですけれども、いかがでしょうか。

桃園議員。

○議員(桃園典子君) 桃園です。先ほどのご説明、ありがとうございます。

それで、議会だよりの200部増ということで、その要因のところをお伺いできればありがたいです。

○議長(内藤美佐子君) 議会事務局長。

○事務局長(郡司道行君) 今、こちらは広報紙と合わせて200部増加という形になっています。すみません。ですので、世帯数の増の見込みが多くなったということだと思います。

○議長(内藤美佐子君) よろしいですか。

ほかにありますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） では、これで終了とさせていただきます。

その他は、ではもうこれで終了ということで、全て終了でよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） では、今日は皆さんありがとうございました。全員協議会、12時前に終わりそうでございます。マイクを事務局にお返しをさせていただきます。

◎閉会の宣告

○事務局長（郡司道行君） 大変お疲れさまでした。

閉会につきましては、細谷副議長、よろしく願いいたします。

○副議長（細谷光弘君） 皆様、寒い中、早朝より全員協議会ということでお集まりいただきましてありがとうございます。

冒頭に議長からお話がありましたとおり、寒波がまた来ております。10年に1度の寒さということで、ピークは明日、あさってと22から23、土、日だというお話でございますので、外に水道等がある方は対策をいただければなと思うのですが、その雪がどのぐらい積もっているか、ちょっと朝調べていたら、2メートル以上のところも結構ありまして、津南町では3メートル、魚沼では2メートル77ということで、雪おろしで何か結構亡くなる方とか多い中、またさらに1メートルぐらい降るのではないかというように言われていますので、交通とか、その他被害が少ないことを祈っております。寒かったり暑かったりあれなので、本当に体調に留意していただきまして、私は花粉症なので、インフルエンザではないので、大丈夫なのですが、今後一般質問の調査、また3月27日から始まる定例会に向けて皆様、準備のほうをよろしくお願いしたいと思います。

本日はお疲れさまでございました。ありがとうございました。

（午後 零時01分）